


保育所等の入所選考基準の一部が変わります！

令和5年4月入所の選考（令和4年10月1日）から、海老名市保育の実施手続等を定める要綱を改正し、選考基準の一部が変更となります。主な変更点は、次のとおりです。

1 個人事業主の就労証明書における証明方法の変更

個人事業主等の就労証明書は、民生委員のサインを必須としていますが、開業届や法人届の写し等を添付することで、民生委員の署名捺印が基本的に不要となります。

 資料を添付することで民生委員の確認が省略できます。

☆添付書類の例☆

個人事業の開業・廃業等届出書、法人事業届出済証明書、個人事業開業届出済証明書、営業許可証、直近の確定申告等の写しのいずれか

※いずれも添付できない場合は、民生委員のサインが必要です。

2 所得額での選考から課税額の選考に変更

直近3か月の保護者の収入額を選考条件としていましたが、課税額での選考に変更し、就労証明書の収入額記載欄を廃止します。

 収入額の個人情報を守れるほか、会社側の記入の手間が解消されます。


☆対象となる課税額☆

4～8月入所 令和4年度分課税（所得割額）

9～3月入所 令和5年度分課税（所得割額）

3 選考における勤務時間の定義の変更

勤務日数及び勤務時間で指数を算出しているものを1か月の総勤務時間のみで算出する方式に変更します。

 シフト制の流動的な勤務形態でも指数化が容易となります。

4 育休復帰点の拡大

個人事業主などの育児休業が取れない方のために、育休復帰点の対象者を拡大します。

5 小規模保育施設からの転園の加点

小規模保育施設の連携施設の多くが幼稚園であることから、入所後、認可保育所又は認定こども園への転園を希望される方を加点対象とします。